市町村による医師確保対策支援モデル事業 実施団体公募要領

１．総則

市町村による医師確保対策支援モデル事業（以下「本事業」という。）の実施にあたり、本事業を実施する団体（以下「実施団体」という。）を選定するため、以下の要領で実施団体の公募を行う。

２．事業目的、内容

（１）事業目的

医師確保の取組は、都道府県において医師確保計画に基づき進められており、地域医療介護総合確保基金や診療所の承継・開業支援事業等の補助事業により、都道府県の取組に対して国が費用の一部を支援している。

他方、一部の市町村では、独自に積極的に医師確保の取組を実施しており、地域の実情に応じた実行性のある医師確保対策を進めるためには、より地域に密着した市町村が主体となって都道府県と連携して医師確保に取り組むことも重要である。

こうしたことから、本事業において、市町村が都道府県と連携して取り組む医師確保対策について国がモデルとして支援を行い、その効果の検証や、好事例等を横展開することを目的とする。

（２）事業内容

① 本事業の実施団体は市町村とし、モデル事業の実施を希望する市町村は、以下の事例を参考としながら、都道府県と連携して取り組む医師確保対策に係る企画書を策定する。

（市町村が都道府県と連携して取り組む事業の例）

・都道府県内の中核病院からの医師派遣により医師を確保するための取組
・派遣された医師が地域に定着するための取組
・医師を募集し、地域の医療機関を紹介するための取組
・応募した医師に地域で必要とされる診療能力の研修を行うための取組
・特に医師を確保すべき区域における診療所の承継・開業支援の取組　等

② 実施団体は、当該モデル事業を通じて得られた知見や好事例等を、他の市町村が都道府県と連携して医師確保の取り組みを実施する際に参考にできるよう横展開に適した冊子を作成することとする。

冊子はWORD形式で作成し、文字だけではなく図表等を適宜用い、分かりやすいものとすること。また、実施状況報告書を作成の上、令和９年３月５日までに厚生労働省に提出すること。

３．留意事項

（１）応募団体に関する諸条件

実施団体への応募者は、次の条件を全て満たす団体であることとする。

①　本事業を的確に遂行するに足る組織、人員等を有していること。

②　都道府県と密接かつ協調的に連絡体制を構築しつつ、本事業を円滑に実施できる者であること。

③　本事業に応募する場合は、事前に都道府県の了解を得ること。

④　本事業に関する応募は都道府県を通じて行うこと。

（２）業務の遂行

①　本事業の実施に当たっては、本公募要領に定める事項に従うこと。本公募要領に定めのない事項、又は本公募要領の解釈について疑義が生じた場合、必要な事項については厚生労働省と協議すること。

②　本事業の実施に当たっては、厚生労働省及び各都道府県との連携を密に取ること。

③　本事業は厚生労働省の補助を受けて実施する事業であることを踏まえ、十分な公益性を担保するとともに、関係機関との連携を図ること。

④　本事業の実施に当たっては、効率的かつ効果的な業務の遂行に努めること。

（３）個人情報等

本事業の実施上知り得た情報については、その全てを厳重に管理すること。

４．事業期間

選定日から令和９年３月31日まで

５．応募団体の評価

（１）評価の方法

本事業実施団体の採択については、厚生労働省において、上記「３．（１）応募団体に関する諸条件」に該当する旨を確認した後、有識者等により企画書等を評価する。

企画書等の内容について書類評価及び必要に応じてヒアリングを行い、それらの評価結果を基に最も効率的かつ効果的に事業を担えると認められる応募団体を実施団体として選定する。

評価は非公開で行う。その経緯等については問い合わせに応じない。また、提出された企画書等の資料は、返却しない。

（２）評価の観点

①　事業が医師確保対策に寄与するものとして適切であるか。

②　費用対効果が適切なものとなっているか。

③　事業の実施体制が適切であるか。

④　事業実施スケジュールは無理のないものとなっているか。

⑤　事業実施にあたり、創意工夫がなされているか。

⑥　事業終了後も継続的な医師確保が見込めるようなものとなっているか。

⑥　事業内容が他の市町村及び都道府県に対して横展開するものとして適切なものとなっているか。

（３）評価結果の通知

評価の結果については､最終評価後速やかに応募団体に対して通知する｡なお、補助金については、実施団体選定の通知後に必要な手続を経て、正式に交付決定される。

６．採択予定件数

３件程度を予定

７．本事業に係る補助金の交付について

本事業に係る補助金の交付については、別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」により行うこととなり、２６，６６６千円を基準額（上限額）とし、対象とする経費は本事業に必要な職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、報償費、諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、材料費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、社会保険料、雑役務費、燃料費、委託費、会議費、公課費に限る。

また、原則、補助金の交付時期については、本事業終了後、事業実績報告書の提出後となる（精算払扱い）。

８．応募方法等

（１）企画書の作成及び提出

市町村による医師確保対策支援モデル事業に係る企画書を作成し、以下の提出期間内に提出すること。

企画書には上記「５．（２）評価の観点」に記載されている項目を盛り込んだ上、別に定める様式等により作成すること。

（２）応募方法

①　提出期間

事務連絡のとおり

②　提出先・問合せ先

応募団体からの提出先：各都道府県医師確保担当

都道府県からの提出先：厚生労働省医政局地域医療計画課
医師確保等地域医療対策室
ishi-kakuho@mhlw.go.jp
※メールのみ受け付けます。

問合せ先：厚生労働省医政局地域医療計画課　医師確保等地域医療対策室
Tel：03-5253-1111（内線4148）
Mail: ishi-kakuho@mhlw.go.jp

③　提出書類

ア　市町村による医師確保対策支援モデル事業に係る企画書（費用積算含む）

イ　団体の概要が分かる資料

・パンフレット等（ホームページのURL等で構わない）

ウ　その他必要な資料

以上